

東京都国民健康保険団体連合会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 東京都国民健康保険団体連合会
- (2) 監査対象局 福祉保健局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、昭和16年10月に設立された団体で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、会員である保険者が共同して国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上のために必要な事業を行うことを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ア 診療報酬等及び介護給付費の審査及び支払
- イ 介護サービスに係る苦情・相談の受付及び処理
- ウ 特定健診診査・特定保健指導に関する事業
- エ 障害者自立支援給付費等及び出産育児一時金等の支払事務
- オ 国民健康保険に関する広報・調査及び研究

(2) 組織

連合会は、事務所を千代田区飯田橋三丁目5番1号に置き、84保険者（23区、39市町村及び22国民健康保険組合）を会員とし、役員29名（理事25名、監事4名）（うち非常勤26名）及び職員515名（うち都派遣職員2名）で、事務局は6部1室をもって構成されている。

3 都との関係

都は、連合会に対し、東京都国民健康保険団体連合会都費補助金交付要綱等に基づき、表1のとおり、平成20年度に18億6,820万余円、平成21年度に17億2,676万余円の補助金を交付している。

(1) 補助事業の交付目的及び交付状況

監査対象とした補助金の交付目的及び交付状況等は、表1のとおりである。

(表1) 補助金交付状況等一覧

(単位：千円)

補助事業名	交付目的	年度(平成)	補助金交付額	補助率	備考
1 国民健康保険団体連合会都費補助	都内居住被保険者に係る国民健康保険診療報酬の審査・支払事業の円滑な運営と内容の向上を図る。	20	1,566,000	基準額の10/10 15億6,600万円を限度 (都単独補助)	
		21	1,566,000		
2 苦情処理業務支援事業補助	介護保険法第176条に基づき介護保険業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を支援し、介護保険制度の円滑な実施に資する。	20	99,998	基準額の10/10 毎年度、上限額を設定 (都単独補助)	
		21	90,447		
3 直営病院運営費都費補助	連合会が運営する南多摩病院の経営の健全化を促し、地域医療の確保と向上を図る。	20	202,203	基準額の10/10 (都単独補助)	南多摩病院は平成20年度末で医療法人社団永生会に移管済
4 義務教育就学児医療費助成事業の審査支払事務等に係る電算プログラム改修経費補助	連合会が行う東京都義務教育就学児医療費助成事業の審査支払事務等に係る電算プログラム改修に要する経費について補助し、事業の円滑な実施に資する。	21	36,368	基準額の10/10 (都単独補助)	平成21年10月1日施行
5 東京都医療費助成制度における10名連記式請求書の廃止に伴う審査支払事務等のための電算プログラム改修経費補助	連合会が行う東京都医療費助成制度における10名連記式請求書の廃止に伴う審査支払事務等のための電算プログラム改修に要する経費について補助し、事業の円滑な実施に資する。	21	33,954	基準額の10/10 (都単独補助)	平成21年7月31日施行
合計		20	1,868,201		
		21	1,726,769		

(2) 補助金等の対象経費及び算定方法

今回、監査対象とした補助金の対象経費及び算定方法は、表2のとおりである。

(表2) 補助金の対象経費及び算定方法

補助金名	対象経費	算定方法
1 国民健康保険団体連合会都費補助	都内に居住する被保険者に係る国民健康保険診療報酬請求書の審査及び診療報酬の支払い事業に要する経費から交際費、食糧費及び繰出金等を除き、さらに当該事業に係る国庫補助金、繰入金及び繰越金等を控除した額	①と②を比較して、金額の少ない方を補助 ①「都内居住被保険者に係る経費」(総経費を都外居住被保険者と按分) －「交際費、食糧費及び繰出金等」 －「国庫補助金、繰入金及び繰越金等」 ②上限額 平成20年度 15億6,600万円 平成21年度 15億6,600万円
2 苦情処理業務支援事業補助	東京都苦情処理業務支援事業実施要綱第3条に掲げる事業に係る経費(給与、賃金、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等)	①と②を比較して、金額の少ない方を補助 ①事業に係る経費 ②上限額 平成20年度 9,999万8,000円 平成21年度 9,044万7,000円
3 国民健康保険団体連合会直営病院運営費都費補助	連合会が設置・管理する直営病院(南多摩病院)の運営事業及び救急医療事業の医業費用のうち、給与費、材料費、経費及び研究研修費	(1) 運営事業 「補助対象病床」(A) × 122万円 × 「経営評価指数(=病床利用率指数+自己収支率指数)」(B) (A): 各月末の許可病床数の合計を12で除した数 (B): 病床利用率指数(0.4~0.5) 自己収支率指数(0.4~0.5) (2) 救急医療事業 当年度の損益計算書において、純損失を有するものであって、基準額と当年度の純損失額とを比較して少ない方 ○基準額=14,196(円) × 救急医療指定病床数 × 対象日数

(表2) 補助金の対象経費及び算定方法

補助金名		対象経費	算定方法
4	義務教育就学児医療費助成事業の審査支払事務等に係る電算プログラム改修経費補助	義務教育就学児医療費助成事業に係る電算プログラムを改修する事業	平成21年度、国保連合会が行う東京都義務教育就学児医療費助成事業に係る電算プログラム改修に要する経費
5	東京都医療費助成制度における10名連記式請求書の廃止に伴う審査支払事務等のための電算プログラム改修経費補助	診療(調剤)報酬明細書による請求に対する審査支払事務を行うため及び社会保険分の診療(調剤)報酬明細書の情報をマル障の高額医療費算定に反映させるために電算プログラムを改修する事業	平成21年度、国保連合会が行う東京都医療費助成制度における10名連記式請求書の廃止に伴う審査支払事務等のための電算プログラム改修に要する経費

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成20年度及び平成21年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 東京都国民健康保険団体連合会 平成22年11月1日及び2日
- (2) 福祉保健局 平成22年10月29日及び同年11月8日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

連合会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

補助の事業実績等は、表3のとおりである。

(表3) 補助事業実績一覧

事業名		事業内容													
1	国民健康保険診療報酬請求書審査及び支払事業	<p>○審査件数</p> <p>平成20年度 (都内診療分) 64,560,390件 (都外診療分) 2,459,019件</p> <p>平成21年度 (都内診療分) 64,717,502件 (都外診療分) 2,415,848件</p> <p>○支払件数</p> <p>平成20年度 (都内診療分) 67,594,353件 (都外診療分) 2,102,852件</p> <p>平成21年度 (都内診療分) 62,587,932件 (都外診療分) 2,056,218件</p> <p>○診療報酬審査支払業務運営協議会</p> <p>平成20年度 3回開催 平成21年度 3回開催</p>													
2	介護保険関係苦情処理業務	<p>○相談・苦情処理事業</p> <p>・人員配置 介護サービス苦情処理委員 6人 (顧問弁護士1人含む) 苦情相談調査員 4人 苦情処理担当職員 (事務局) 8人</p> <p>・処理件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談・苦情受付件数</td> <td>885件</td> <td>1,061件</td> </tr> <tr> <td>苦情申立受付件数</td> <td>47件</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>フォロー調査</td> <td>32件</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都における介護サービスの苦情相談白書」の発行 (毎年度) ・国保連介護サービス通信の発行 (年3回発行、HP掲載) ・「介護サービス向上のために」 (苦情対応マニュアル、隔年発行) 		平成20年度	平成21年度	相談・苦情受付件数	885件	1,061件	苦情申立受付件数	47件	41件	フォロー調査	32件	18件	
	平成20年度	平成21年度													
相談・苦情受付件数	885件	1,061件													
苦情申立受付件数	47件	41件													
フォロー調査	32件	18件													
3	直営病院の運営 (南多摩病院)	<p>平成20年度 (病床利用率)</p> <p>1日平均入院患者数 (170床) 102.8人 (60.5%)</p> <p>1日平均外来患者数 (13科) 363.0人</p>													

(表3) 補助事業実績一覧

事業名		事業内容
4	義務教育就学児医療費助成事業の審査支払事務等に係る電算プログラム改修事業	「義務教育就学児医療費助成事業」の助成範囲の変更、新たな実施者番号の追加等に伴う国民健康保険診療報酬電算プログラムの改修
5	東京都医療費助成制度における10名連記式請求書の廃止に伴う審査支払事務等のための電算プログラム改修事業	10名連記式請求書の廃止に伴う国民健康保険診療報酬及び後期高齢者医療診療報酬電算プログラム改修